

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 4 年 4 月 28 日（諮問第 160 号）

答申日：令和 5 年 3 月 2 日（答申第 160 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 4 年 2 月 15 日付けで北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「令和 4 年 2 月 9 日の市議会建設建築委員会での配布資料「【区域区分見直し】八幡東区見直し候補地の修正案の概況等について（報告）」（建築都市局都市計画課）の決裁事蹟（参考別紙）」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、同年 3 月 1 日付け北九建都計都第 2845 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、隠蔽されているので全ての行政文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 令和 4 年 2 月 15 日付けの行政文書開示請求に関する行政文書の全ての開示を求める。文書が隠蔽されている。
- (2) 当該報告文書の決裁事蹟を「作成も取得もしておらず、保有していない」とする処分庁の「行政文書を開示しない理由」は、北九州市の法制上あり得ない、隠蔽のための詭弁である。
- (3) さらに、処分庁は、令和 4 年 3 月 31 日付けの弁明書の中で「現時点では、八幡東区見直し候補地修正案が確定しており、作成にあたっては、別途決裁を行っているものである」と主張していることから、本件問題の決裁が別に作成されて存在していることは明らかである。審査会には必要な調査を行ってほしい。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 4 年 2 月 15 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年 3 月 1 日付けで不開示決定を行ったところ、これを不服として同月 7 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 争点は、本件対象文書が隠蔽されているか否かであるが、次の理由で、隠蔽はされておらず本件処分は適法かつ正当である。
- (2) 対象行政文書は、八幡東区見直し候補地修正案の作成途中における概況を報告した資料である。当修正案の図面を確定する前に概況を知らせることを目的として、局内の関係者における協議により作成したものであり、文書決裁を行っておらず不存在のため開示しないという決定であり、隠蔽していない。なお、現時点では当修正案が確定しており、作成にあたっては別途決裁を行っているものである。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 4 月 28 日 諮問の受付
- ② 令和 4 年 5 月 9 日 審議
- ③ 令和 4 年 6 月 29 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 4 年 7 月 28 日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和 4 年 9 月 1 日 審議
- ⑥ 令和 4 年 10 月 25 日 審査会による調査、審議
- ⑦ 令和 4 年 11 月 29 日 審議
- ⑧ 令和 5 年 1 月 11 日 審議
- ⑨ 令和 5 年 2 月 22 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本審査請求について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件対象文書の不開示決定である原処分を行ったが、審査請求人がそれを不服とし、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

2 本件対象文書について

- (1) 処分庁は、「本件対象文書は八幡東区見直し候補地修正案の作成途中における概況を報告した資料であり、当修正案の図面を確定する前に概況を知らせることを目的として、局内の関係者における協議により作成したものであるため、文書決裁を行っておらず不存在のため、本件開示請求に対し、令和 4 年 3 月 1 日付けで不開示決定とする原処分を行ったものである」旨主張している。
- (2) これに対し、審査請求人は、本件対象文書を「作成も取得もしておらず保有していないとする処分庁の『行政文書を開示しない理由』は、北九州市の法制上あり得ない、隠蔽のための詭弁である」「処分庁は弁明書の中で、『現時点では八幡東区見直し候補地修正案が確定しており、作成にあたっては別途決裁を行っている』と主張していることから、本件問題の決裁が別に作成されて存在していることは明らかである」「審査会には必要な調査を行ってほしい」旨主張する。
- (3) この点、北九州市文書管理規則（平成 14 年北九州市規則第 26 号）第 14 条は「事案の決定に当たっては、文書等を作成して行わなければならない」と規定している。そして、行政事務の執行に当たっては、文書主義の原則から、記録として文書を作成することが行政の諸活動における正確性の確保及び責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運営にとって必要であると考えられる。特に、本件については、区域区分見直しに関係する事案であり、市民の財産権に関わる問題を含んでおり、かつ、市民の関心が高い事案である。そのため、担当部署においては北九州市文書管理規則に基づき、必要とされる文書を作成した上で決裁を行うことが相当であり、通常であればそうした対応が行われるのではないかと思われる。
- (4) このような観点から、当審査会は、処分庁及び審査請求人双方の主張を踏まえ、条例第 27 条第 4 項の規定に基づき、処分庁に対する調査を実施した。本件に係る関係文書の見分及び関係職員に対する聴き取りを行ったところであるが、担当部署における対応（前記第 3・2(2)）が、上記(3)で指摘したところに照らし相当であったかどうかはさておき、本件対象文書が存在すると断ずるに足りるだけの証拠ないし事情を見いだすことができなかった。

以上のことから、本件において、処分庁は、起案文書を作成していないと判断せざるを得ず、本件対象文書を保有していると認めることはできない。

(5) そうすると、本件対象文書を作成していないため全部不開示決定とした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められないといわざるを得ない。

よって、本審査請求はその理由がないというべきであるから、これを棄却するのが相当であるとする。

3 まとめ

以上のとおり、本審査請求はその理由がないため、前記第 1 のとおり、判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	中 谷 淳 子
委員	中 村 智 美